

平成 29 年度第 10 回石垣市教育委員会 12 月定例会会議録

日時 平成 29 年 12 月 22 日 (金)

午後 2 時 00 分開会

午後 3 時 45 分閉会

場所 石垣市教育委員会事務局ホール

出席者 【教育長及び教育委員】

教 育 長	石 垣 安 志
教育長職務代理者	新 田 健 夫
委 員	金 城 綾 子
委 員	浦 内 克 雄
委 員	大 道 夏 代

【教育委員会事務局等職員】

教 育 部 長	宮 良 長 克
総 務 課 長	天 久 朝 市
学 務 課 長	入 嵩 西 覚
学 校 教 育 課 長	入 嵩 西 義 晴
いきいき学び課長	砂 川 栄 秀
文 化 財 課 長	浦 崎 英 秀
市 史 編 集 課 長	大 濱 憲 二
博 物 館 長	下 地 傑
学校給食センター所長	宮 良 信 世
図 書 館 長	野 底 由 紀 子
総務課企画調整係長	宮 良 優 児
総務課企画調整係主事	平 得 航 二 郎

傍 聴 人 市民 1 人

報道関係者 2 名 (八重山毎日新聞、琉球新報)

議事

- (1) 教育長の職務代理者の指名について
- (2) 議案第 46 号 桃原用昇奨学給付金規則の制定について
- (3) 議案第 47 号 桃原用昇奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第 48 号 石垣市奨学給付金基金条例施行規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第 49 号 桃原用昇奨学給付金奨学生選考委員会規程の制定について
- (6) 議案第 50 号 石垣市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱の承認を求めることについて
- (7) 議案第 51 号 石垣市立八重山博物館協議会委員の委嘱の承認を求めることについて
- (8) 議案第 52 号 平成 29 年度石垣市立学校給食センター給食会計歳入・歳出補正予算 (第 2 号) の承認を求めることについて
- (9) 議案第 53 号 臨時代理の承認を求めることについて (白保小学校校舎新增改築工事 (建築) の工事請負契約に係る議案の議会提出)
- (10) その他

石垣教育長 皆さんこんにちは。寒い毎日が続いておりましたが、今日は春のようないい陽気に恵まれました。それではこれより、平成29年度第10回石垣市教育委員会12月定例会を開会します。去った市議会12月定例会にて議会の同意を得まして、12月19日付けで、浦内克雄委員及び大道夏代委員が新たに教育委員として就任されました。それでは、会議に入る前に両名より一言ごあいさつを頂きたいと思えます。浦内委員よりお願いいたします。

浦内委員 (あいさつを述べる。)

大道委員 (あいさつを述べる。)

石垣教育長 高里委員と仲大盛委員が任期を全うされまして、新しく浦内委員と大道委員が教育委員に就任されました。子ども達への人権教育やPTAとしての立場から市民の声を届け、本日の心地よい風のように教育委員会に新しい風を吹いていただきたいと思います。今後とも教育行政をさらに円滑に進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会議に入ります。はじめに、会議の傍聴についてお諮りしたいと思います。石垣市教育委員会会議規則第7条に会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で会議を非公開とする議決があったときは、これを公開しないことができる。と規定されています。本日の議事については、公開とすることとしてよろしいですか。

各委員 はい。

石垣教育長 それでは、本日の会議は公開とします。傍聴人は、石垣市教育委員会会議傍聴人規則に定める傍聴人の遵守事項を遵守してください。石垣市教育委員会会議傍聴人規則第5条を読み上げます。

(石垣市教育委員会会議傍聴人規則第5条を読み上げる。)

次に、前回会議録の承認についてであります。前回の11月定例会の会議録について、質疑、訂正等がありますか。

各委員 (なし。)

石垣教育長 それでは、前回の11月定例会の会議録を承認としてよろしいですか。

各委員 はい。

石垣教育長 会議録は承認されました。では次に、今回の会議録署名人について、今回は新田委員と浦内委員を指名します。よろしいですか。

新田・浦内委員 はい。

石垣教育長 次に、一般報告に入ります。質疑応答は全員の報告が終わった後にまとめて行います。新田委員より順次報告をお願いします。

新田委員 特に報告事項はございません。以上です。

石垣教育長 ありがとうございます。では、次に金城委員よりお願いいたします。

金城委員 11月30日に、学校教育課主管の学力先進地域視察報告会に参加しました。感想としまして、石垣市から派遣された先生方の押さえるポイント、焦点がしっかりしているなど感じました。また、引率された指導主事、教育委員会事務局の気概も感じ取れました。いろいろな発表を聞くことができ、効果も高いものだと思いますので、これを石垣市の教育に継続して活かしていただきたいと思えました。次に、12月8日にいきいき学び課主催の北上市への教育交流事業の報告会に参加しました。それぞれ学校は違えども、リレー形式

で分担して発表しておりました。みんなすばらしい発表であり、子ども達の熱意が伝わってきました。所管課であるいきいき学び課におきましては、大変ご苦労様でした。最後にもう1点、前回の教育委員会定例会でありました教育事務点検評価報告書について、感想を述べたいと思います。平成29年度の報告書は、外部評価において素晴らしい評価ばかりで、各課長に敬意を表したいと思います。私も以前に外部評価委員をした経験がありますが、その当時の課長に事業が成功する理由を伺いましたところ、部下が頑張っているためチームワークが良く、スムーズに仕事を進められると仰っていました。あの時も教育委員会の職員はみんな頑張っているのだなと感じておりましたが、今回の報告を受け、その時以上に教育委員会の各課長、各職員が頑張っているのだなと感じました。以上です。

石垣教育長
浦内委員
石垣教育長
大道委員
石垣教育長

ありがとうございました。次に浦内委員よりお願いいたします。

12月19日に、市長より教育委員の辞令を受けました。以上です。

ありがとうございました。次に大道委員よりお願いいたします。

私も19日に、市長より教育委員の辞令をいただきました。以上です。

ありがとうございました。では、教育長の日程報告です。

(教育長日程報告 平成29年11月25日～12月22日)

では、ただいまの各委員の報告について、質疑はありますか。

各委員
石垣教育長

(なし。)

それでは次に、議事日程の決定についてですが、原案どおりとしてよろしいですか。

各委員
石垣教育長

はい。

それでは議事に入ります。まずはじめに、教育長の職務代理者の指名についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うという規定に基づき、新田委員を教育長の職務代理者として指名いたします。新田委員よろしいでしょうか

新田委員
石垣教育長

はい。

それでは、新田委員よりお願いいたします。次に、議案第46号桃原用昇奨学給付金規則の制定について、事務局より提案、説明をお願いします。

総務課長
石垣教育長
新田教育長職務代理者
総務課長

提案・説明

ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。

石垣市の定める所得基準とはどれくらいですか。

奨学生選考基準を教育長決裁により別に定めます。その中で、所得基準額表を別表で規定します。例えば2人世帯で243万円、3人世帯で278万円等、世帯人数別の所得基準額を設けております。

新田教育長職務代理者

もう1点、学業成績についてですが、評定平均4.0というのは学校別の偏差値などは考慮しないのですか。

総務課長

県の給付型においても4.0が目安になっており、本市としてもこれを採用したところでございます。

新田教育長職務代理者

つまり、学校別の偏差値は考慮しないということですね。

総務課長

その部分を考慮するとなると、大変複雑になってしまいます。学業成績については、各学校の評定を選考基準といたします。選考については、学業成績だけで判断するわけではありません。家計状況、作文、学校からの推薦状等により総合的に審査するものであります。

石垣教育長	本市には3校の高校がありますが、学業については各学校が定めた評定によって選考するものであります。他に質問はありませんか。
浦内委員	選考委員はどのようなメンバーで構成するのですか。
総務課長	選考委員につきましては、この後桃原用昇奨学給付金奨学生選考委員会規程を提案する予定であります。先に説明いたしますと、教育長を委員長としまして、教職経験者、地域産業団体関係者、市職員、その他教育長が必要と認める者として8名以内で組織するよう定めたいと考えております。
石垣教育長	選考委員会規程については、また後で提案予定であります。他に質問はありませんか。
新田教育長職務代理者	学校卒業後6か月以内に就職状況届を提出するよう規定がありますが、就職できない期間が何年も続いた場合はどうするのですか。
総務課長	就職状況届の規定につきましては、貸付型の奨学金には設けておりません。給付型は返還がありませんので、この奨学給付金がきちんと就職まで繋がったのかを計るためにこの規定を設けました。しかし、4年後状況というのは現段階で予測することができませんので、卒業後の就職状況届を義務づけたうえで、就職できない奨学生が出た際に、その時の状況を考慮しながら判断したいと思っております。
石垣教育長	他に質問はありませんか。
各委員	(なし。)
石垣教育長	それでは、議案第46号桃原用昇奨学給付金規則の制定については、原案可決としてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	それでは次に、議案第47号桃原用昇奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局より提案、説明をお願いします。
総務課長	提案・説明
石垣教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
浦内委員	桃原用昇奨学基金の額はどれくらいですか。
総務課長	平成24年に、桃原用昇氏から額面1億円の国債の寄附がございました。この国債は、毎年200万円の利息がつきます。この200万円でもって奨学金制度を運用してもらいたいという意向での寄附でありました。これまで貸付型の奨学金制度を行ってききましたが、ここ数年貸付の応募がありませんでした。これまで当該基金の有効活用を検討、調整をしております。寄附者の意向も含めましてこの度給付型奨学金の提案をするものであります。給付型におきましても、毎年の利息200万円を運用して進めてまいります。
石垣教育長	他に質問はありませんか。
新田教育長職務代理者	桃原用昇奨学金は、貸付と給付の両方をやっていくのですか。
総務課長	桃原用昇奨学金の貸付につきましては、先ほども説明しましたとおり、募集をかけても4年間応募がありませんでした。現在貸付を受けている奨学生が、来年の8月までとなっておりますので、それ以降につきましては、完全に給付型に切り替えるという予定であります。貸付型は来年8月まで実施し、来年4月から給付型を実施します。平成30年度におきましては、貸付型と給付型が一時期並行することとなります。このことから、貸付型と給付型の両方の規則が必要となりますので、今回提案したところであります。
石垣教育長	他に質問はありませんか。
各委員	(なし。)

石垣教育長	それでは、議案第 47 号桃原用昇奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則については、原案可決としてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	次に、議案第 48 号石垣市奨学給付金基金条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局より提案、説明をお願いします。
総務課長	提案・説明
石垣教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
各委員	(なし。)
石垣教育長	それでは、議案第 48 号石垣市奨学給付金基金条例施行規則の一部を改正する規則については、原案可決としてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	次に、議案第 49 号桃原用昇奨学給付金奨学生選考委員会規程の制定について、事務局より提案、説明をお願いします。
総務課長	提案・説明
石垣教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
浦内委員	委員は毎年変わるのですか。
総務課長	その予定であります。公平公正という観点からも、毎年変えていくよう努力したいと思います。
石垣教育長	他に質問はありませんか。
各委員	(なし。)
石垣教育長	それでは、議案第 49 号桃原用昇奨学給付金奨学生選考委員会規程の制定については、原案可決としてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	次に、議案第 50 号石垣市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱の承認を求めることについて、事務局より提案、説明をお願いします。
総務課長	提案・説明
石垣教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
大道委員	私もこの協議会の委員になっているのですが、昨年は 1 回しか開催されませんでした。1 回では効果が薄いため、年に 3・4 回は開催する必要があると思います。今回新たに委員を委嘱し、その後協議会を開催する予定はあるのでしょうか。
総務課長	年明けに 1 回開催を予定しております。その状況を見まして、今後の開催について判断したいと思います。これまで各委員の日程の都合等が合わずになかなか開催できていないのが現状であります。大道委員のご指摘をしっかりと受け止め、今後は複数回開催できるよう進めてまいりたいと思います。
大道委員	もう 1 点質問ですが、第 1 回の協議会において、いじめに関するアンケートがありました。アンケートというのは、本当にいじめられている子やいじめを見ている子というのはアンケートに正直に書けない部分があると思います。ちゃんとしたデータを把握するためにも、その場で書かせるような形式でなく、家に持って帰ってから封筒などに入れて提出できるような、生徒が正直に書くことができる工夫が必要ではないでしょうか。数字に表れない目に見えないいじめというのたくさんあります。保護者からもそういった声をよく聞きますので、次の協議会では、そういったきちんとしたデータや資料が準備できればありがたいと思います。
総務課長	市議会 12 月定例会でも、数名の議員からいじめに関する質問がございま

新田教育長職務代理者	た。学校教育課と連携して対応したところではありますが、協議会のほうでも、学校教育課が取り組んでいる事業を通しまして生の声をお届けし、活発な議論になればと思っております。
学校 教育 課 長	各学校は、毎月問題行動等を報告していますよね。学校側はいじめについてきちんと把握できるものだと思っているのですが、いかがですか。
石 垣 教 育 長	各学校では、毎月アンケート調査を行っております。昨年の協議会では、その報告を取りまとめて委員の皆さまに報告させていただきました。大道委員が仰るように、特に中学校において見えないいじめが存在し、なかなかアンケートに反映されていない部分もあるかと考えられます。今後は、各学校からアンケート内容を取り寄せ、市教委としての例示ができないか検討したいと考えております。先ほど提案のありました家庭に持って帰ってから封書したうえで提出するという方法も検討していきたいと思っております。いじめの認知につきましては、担任個人の判断、生徒指導個人の判断だけでなく、学校の委員会の中で全職員統一した認識の下に報告していただいておりますので、学校からの報告書は、一定の信頼できる文書であることには違いありません。大道委員には、石垣市 PTA 連合会会長としまして、この協議会のほかにも給食センター一部業務委託検証委員会の委員、その他にも多くの委員会の外部委員を担っていただいております。これからも活発なご意見とご提案をよろしく願います。他に質問はありませんか。
各 委 員	(なし。)
石 垣 教 育 長	それでは、議案第 50 号石垣市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱の承認を求めることについては、承認としてよろしいですか。
各 委 員	はい。
石 垣 教 育 長	次に、議案第 51 号石垣市立八重山博物館協議会委員の委嘱の承認を求めることについて、事務局より提案、説明をお願いします。
博 物 館 長	提案・説明
石 垣 教 育 長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
各 委 員	(なし。)
石 垣 教 育 長	それでは、議案第 51 号石垣市立八重山博物館協議会委員の委嘱の承認を求めることについては、承認としてよろしいですか。
各 委 員	はい。
石 垣 教 育 長	次に、議案第 52 号平成 29 年度石垣市立学校給食センター給食会計歳入・歳出補正予算 (第 2 号) の承認を求めることについて、事務局より提案、説明をお願いします。
学校給食センター所長	提案・説明
石 垣 教 育 長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
浦 内 委 員	滞納繰越金が毎年膨れ上がり、10 年で合計 2 千万円弱にまでなっておりますが、この滞納の対策はどうやっていくのですか。
学校給食センター所長	給食費の徴収につきましては、学校現場の先生方が非常に頑張っていただいております。徴収率 98%と石垣市は県内でも非常に高い徴収率であります。それでも滞納が毎年 200 万円から 300 万円ございます。対策としましては、学校から滞納通知や電話での催促、また、保護者から同意を得た上で児童手当から引き落とすという手法をとっております。先生方も一生懸命に徴収していただいておりますので、学校から要請があれば私たちが催促に何うようにしております。

浦内委員	私もPTA役員時代に、先生方とチームを組んで各家庭にお願いに行った経験があります。もう1点質問ですが、10年前の滞納となると徴収が非常に厳しくなると思います。これらをどのように事務処理するのも教えてください。
学校給食センター所長	徴収することができない滞納額をずっと残しておく、先生方や給食費の事務担当に負担をかけることとなりますので、不納欠損という処理をすることを検討しております。
新田教育長職務代理者	不納欠損については以前も話があがりましたよね。いつごろ不納欠損処理をするという目途はあるのですか。
学校給食センター所長	現在、規則等の整理をしているところであります。次年度の頭ごろには規則の整理を終わらせたいと考えており、その後に処理をしていくこととなります。現時点において、明確な時期というのはお答えできません。
石垣教育長	何年ごとに何年分を処理するというのを定めるのですね。
学校給食センター所長	そうですね。何年以上たった滞納については不納欠損処理する。といった部分を規則に定め、明確化したいと考えております。
金城委員	夏休み等に滞納金を徴収したりしていますが、どのような方法が効果的だというような、徴収についての説明会とかはあるのですか。
学校給食センター所長	学校事務担当を対象に毎年度初めの事務研修がありますので、その際に説明をしております。
石垣教育長	他に質問はありませんか。
各委員	(なし。)
石垣教育長	それでは、議案第52号平成29年度石垣市立学校給食センター給食会計歳入・歳出補正予算(第2号)の承認を求めることについては、承認としてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	次に、議案第53号臨時代理の承認を求めることについて(白保小学校校舎新增改築工事(建築)の工事請負契約に係る議案の議会提出)について、事務局より提案、説明をお願いします。
学務課長	提案・説明
石垣教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
新田教育長職務代理者	避難用広場の対応人数というのはどれくらいですか。
学務課長	特に算定したものではありません。これくらいの広さがあれば非常時に使用できるであろうとして設計しております。
新田教育長職務代理者	高さはどれくらいですか。
学務課長	海拔23.67mです。
新田教育長職務代理者	工事の際は、仮校舎を使用するのですか。
学務課長	はい、そうです。仮校舎は、11月より使用しております。
新田教育長職務代理者	白保住民が大切にしている三本木は、工事の影響ありませんよね。
学務課長	その部分は触る予定ありません。
石垣教育長	他に質問はありませんか。
各委員	(なし。)
石垣教育長	それでは、議案第53号臨時代理の承認を求めることについて(白保小学校校舎新增改築工事(建築)の工事請負契約に係る議案の議会提出)については、承認としてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	議案については以上です。次に、その他についてですが、事務局よりその他

総務課長	の事案がありましたらお願いします。
石垣教育長	特にございませぬ。
各課等の長	それでは、議事については以上となります。最後に各課報告をお願いします。 (配付資料に基づき報告)
石垣教育長	ただいまの各課の報告について、質疑はありますか。
各委員・各課等の長	(質疑応答あり。)
石垣教育長	それでは、これで平成29年度第10回石垣市教育委員会12月定例会を閉会いたします。皆さまどうもお疲れさまでした。

閉会 午後3時45分